大網白里市における法人市民税率

「均等割」

法人等の区分		税率(年間)	
		従業者数50人超(注2)	従業者数50人以下(注2)
資本金等の額(注1)	50億円超	3,000,000円	410,000円
	1 0 億円超 5 0 億円以下	1,750,000円	410,000円
	1 億円超 1 0 億円以下	400,000円	160,000円
	1千万円超 1億円以下	150,000円	130,000円
	1千万円以下	120,000円	50,000円
上記以外の法人等		50,000円	

- (注1) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第 17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっ ては、純資産額)をいいます。
- (注2) 従業者とは、市内に事務所等を有する法人から「俸給、給料、賃金、手当、賞与、 その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者」とされており、非常勤の 者も含まれます。

「法人税割」

令和元年9月30日までに開始した事業年度	9.7%
令和元年10月1日以後に開始する事業年度	6.0%

※大網白里市では、法人市民税の算出に「標準税率」を適用しています。